

声 明

2 0 1 6 (平成 2 8) 年 4 月 1 5 日

原発労災梅田裁判弁護団

本日、福岡地方裁判所は、原告に発症した心筋梗塞と、原告が昭和 54 年に従事した島根原発、敦賀原発における被ばく労働との因果関係を否定し、原告に対する労災不支給決定を追認する判決を言い渡した。

本日の判決は、多重下請構造の最下層で、放射線被ばくの危険性について満足な教育を受けることもなく非人間的な人海戦術に用いられ、原子力産業の人柱として使い捨てにされた原告の被ばく労働の実態を直視することなく、原子力事業者から提出された資料を鵜呑みにし、原告の被ばく線量を 8.6 mSv と形式的に認定し、30 年以上にわたって放射線被ばくの影響に苦しんできた原告の人生被害ともいべき甚大な被害から目を背け、基本的人権の最後の砦としての裁判所の職責を放棄した極めて不当な判決である。

長年にわたり放射線被ばくの影響に倦怠感に苦しめられ、そして今もなお繰り返す心筋梗塞によって生命を削られ続けている原告の被害救済は待ったなしであり、我々は、本日の不当判決に対し、速やかに控訴の手続きをとる所存である。

本件訴訟において原告ら当時の原発労働者が日々に証言したように、全国の原発において原発労働者に対する安全教育は形骸化し、杜撰な線量管理が行われていたことは明らかである。

また、放射線被ばくがもたらす健康影響については未だ全容が

解明されていないことは、国も認めるところである。

国および原子力産業は、この裁判で原告ら原発労働者が告発した杜撰な線量管理の実態や被ばく労働の実態、そしてこれまでに生み出された延べ50万人以上の被ばく労働者たちの健康被害の実態について直ちに調査を開始するとともに、これまでに多くの被ばく労働者たちの救済を拒んできた労災認定基準を見直し、労働者の救済という労災補償制度の原点に立ち返り、労働者に因果関係の立証の負担を強いることのない適正な労災認定基準の策定に着手すべきである。

以上